

附属機関等の概要

(1面)

1 名称	県立美術館協議会	
2 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設置根拠	博物館法第23条及び県立美術館条例第5条	
4 設置目的	美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	美術館の運営に関すること。	
6 会議の開催状況 (令和4年度)	① 開催期日 令和4年12月12日(木) ② 主な審議事項 令和3年度事業実施結果及び令和4年度事業実施計画・状況について 宮崎県立美術館運営ビジョンに基づく評価について	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の 状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 () <input type="checkbox"/> 未定
	議事録又は議 事概要等の公 表	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 宮崎県立美術館ホームページ 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	教育庁 生涯学習課 社会・家庭教育担当 電 話: 内線3317 (直通)0985-26-7245	

